

開館までの取組について

1 広報関係

(1) 街頭での開館100日前県内一斉広報活動（実施済）

日時：平成26年1月9日

場所：県内15ヶ所（詳細については下記のとおり）

内容：駅や商業施設において、「新県立博物館ニュース」の号外と広報用ポケットティッシュを配布しながら、開館100日前をPRしました。

（約100名体制で実施。約7,000セットを配付）



津駅東口での広報活動



近鉄四日市駅南口での広報活動

（実施時間及び実施場所）

地域	実施時間	実施場所	主な参加者
北勢	7:45～8:15	桑名駅前（東口）	
	7:45～8:15	近鉄四日市駅前（北口）	
		近鉄四日市駅前（南口）	石垣副知事、田中環境生活部副部長
	7:45～8:15	近鉄白子駅前（西口）	
	11:00～12:00	イオンモール鈴鹿	
中勢	7:45～8:15	津駅前（東口）	鈴木知事、布谷博物館長
		津駅前（西口）	山口教育長、竹内環境生活部長
	7:45～8:15	松阪駅前（南口）	
	11:00～12:00	イオンモール明和	
南勢・志摩	7:45～8:15	近鉄宇治山田駅前	
	11:00～12:00	イオンタウン伊勢 ララパーク	
伊賀	11:00～12:00	イオン名張店	
	14:00～15:00	アピタ伊賀上野店	
東紀州	12:00～13:00	おわせお魚いちば おとと	
	15:00～16:00	イオン熊野店	

(2) 県庁舎への懸垂幕設置（実施中）

日時：平成26年1月9日から実施

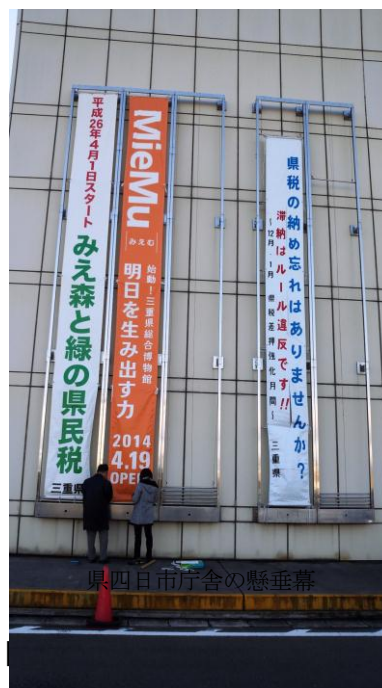
場所：MieMu及び県庁舎（桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、志摩、伊賀、尾鷲、熊野）

内容：上記庁舎の壁面に、MieMuの開館を周知する懸垂幕を設置しました。

※本庁舎については、大駐車場前に看板を設置（平成25年12月25日設置済）



MieMuの懸垂幕



県四日市庁舎の懸垂幕

(3) MieMuホームページのオープン及びカウン

日時：平成26年1月9日から実施

内容：MieMuのホームページをオープンするとともに、同ホームページ内において、カウントダウン表示を開始しました。

※新アドレス：<http://www.bunka.pref.mie.lg.jp/MieMu/>

(4) 県職員による集中広報（実施中）

内容：MieMu名刺台紙の活用、MieMu缶バッジの着用、メール署名への記載、各種イベントや会議におけるPR、所属のホームページ及びツイッター・フェイスブックでの開館告知やMieMuホームページへのリンク、フォローなどを行います。

(5) 各種メディアへのパブリシティ活動

内容：旅行や博物館に関する情報を発信している雑誌社やテレビ局などを訪問してMieMuの魅力伝え、取材や記事への掲載を依頼するほか、各種マスコミが参加するイベント（観光交流会、メディア説明会など）に参加し、PRを実施します。

【各種メディアの方を対象にした説明会】

時期：平成26年2月上旬

場所：三重テラス（東京・日本橋）

内容：各種メディアの方を対象にMieMuの魅力を紹介する説明会を実施します。

遷宮の翌年「おかげ年」、熊野古道世界遺産登録10周年など三重が注目を浴びているタイミングに開館すること、新しいタイプの博物館が誕生することなどをアピールし、記事や番組にさせていただけるような働きかけをします。

(主な内容 (案))

- ・館の概要プレゼンテーション
- ・学芸員による見どころ紹介
- ・ゲストをお招きしてのトークセッション
- ・複数のコーナーを設けてのミニ講座

(6) 県民参加CM用動画の制作

時期：平成26年2月頃から参加呼びかけを開始

内容：県内各地やMieMuで撮影を行い、完成した映像・音声は、開館前後（平成26年4～5月）にテレビやラジオのCMとして放送するほか、動画サイトやMieMuの館内モニターでも流す予定です。

【動画のイメージ】

県内各地でのロケや、MieMuに集まっていたくなどして、県民の方々にMieMuの名称を叫んでもらったり、MieMuに対する期待を語っていただき、これらの映像・音声を集めてCMにします。

また、動画サイトやMieMuの館内モニターで流す長尺用の動画では、撮影地にまつわる話題（MieMuの基本展示とのつながりなど）や、撮影にあたっての裏話なども掲載する予定です。

(7) 開館1ヶ月前キャンペーン活動の実施

時期：平成26年3月中旬

内容：開館1ヶ月前を周知する広報活動（街頭一斉広報活動、市町やマスコミへのキャラバン隊、思い出ミュージアムお披露目、MieMuで県民参加CMの撮影など）や、各種メディアの方を対象とした内覧会などを実施します。

(8) 開館直前内覧会の実施

時期：平成26年4月上旬

内容：整備にご協力いただいた方や地域住民・学校関係の方などを対象とした内覧会を実施します。（このほか、開館記念式典への招待者を対象とした内覧会を実施（後述））

(9) 各種メディアを活用した集中キャンペーン

時期：平成26年1月（正月時期）及び4月上旬から5月上旬（開館前後）

内容：テレビやラジオのCM、新聞広告、交通広告（県内及び近隣府県の駅へのポスター掲出など）、雑誌等への記事掲載など、さまざまな媒体を通して、集中的な広報を実施します。

※下記のほか、県が保有する広報枠など（県政だより、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、フリーマガジンへの記事掲載、みりよく力発信隊による情報発信など）を活用してPRを実施します。

【主な実施内容】

- ◆テレビ → 県民の方が参加したCMを制作して放送
 - ・ 県内A局 15秒CM×65本 (4/7～4/30)
情報番組 (全国独立UHF局ネット) で取り上げ (6月放送予定)
 - ・ 在名B局 15秒CM×33本 (4/14～4/27)
朝の情報番組で取り上げ (開館前日もしくは開館当日)
- ◆ラジオ → 県民の方が参加したCMを制作して放送
 - ・ 県内C局 20秒CM×20本 (4/19～4/27)
 - ・ 在名D局 20秒CM×30本 (4/17～5/6)
 - ・ 在阪E局 20秒CM×15本 (4/26～5/6)
- ◆新聞広告
 - ・ テレビ面に開館告知広告を掲載 (100日前 (実施済)、1ヶ月前、開館日)
(このほか、県保有枠で新聞広告を実施予定)
- ◆交通広告 → 正月時期：開館告知
開館時期：開館告知及び開館記念企画展第1弾の周知
 - ・ 正月時期におけるポスター掲出 (12/31～1/13 計10枚)
名古屋 (JR)、伊勢市 (JR、近鉄)、宇治山田 (近鉄)、五十鈴川 (近鉄)
 - ・ 開館時期におけるポスター掲出 (4/15～5/12 計43枚)
名古屋 (JR、近鉄)、桑名 (JR)、四日市 (JR、近鉄)、亀山 (JR)、津 (JR)
松阪 (JR)、伊勢市 (JR、近鉄)、宇治山田 (近鉄)、五十鈴川 (近鉄)、鳥羽 (JR)、尾鷲 (JR)、熊野市 (JR)、鶴橋 (近鉄)
 - ・ 津駅構内特設媒体 (4/15～4/21 (予定))
パネル、フロア広告
- ◆ウェブ広告
 - ・ フェイスブックへの広告掲載 (2ヶ月間を予定)
- ◆雑誌への記事掲載
 - ・ 平成26年4月発行のレジャー情報誌に、M i e M u取材レポートを掲載予定

2 博物館の利用や運営に係るしくみの整備

(1) 博物館の利用に係るしくみ

- ・ 資料閲覧
- ・ ミュージアム・パートナー
- ・ ボランティア
- ・ 市民研究員
- ・ 大学との相互連携協定 など

(2) 博物館の運営に係るしくみ

- ・ 三重県総合博物館条例に基づく規則、要綱等の整備
- ・ 運営体制 (組織、人員体制) の整備
- ・ 活動と運営に関する評価制度の整備
- ・ 三重県総合博物館協議会の設置に向けた準備 など

【開館後における経営向上懇話会の位置づけについて】

三重県総合博物館経営向上懇話会については、主に新博物館の活動と運営に係る方針や体制の構築に向けての意見をいただくことを目的にしてきたことから、その存続期限については開館までとしてきたところです。

(三重県総合博物館経営向上懇話会 設置要綱 (抄))

(設置)

第1条 三重県総合博物館（以下「新県立博物館」という。）の効果的かつ効率的な経営に向け、学識経験者や専門家等から総合的・俯瞰的な助言をいただくため、三重県総合博物館経営向上懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 懇話会は、新県立博物館に関する次に掲げる事項について意見の聴取を行う。

- 一 経営（事業、広報、運営、評価等）に関すること。
- 二 その他、必要と認めた事項に関すること。

(構成)

第3条 懇話会の委員は、10名以内で構成する。

- 2 委員の任期は、新県立博物館の開館の日までとする。

一方、開館後における持続的な運営のためには、引き続き経営的な視点が不可欠であることから、経営向上懇話会と同様の機能を有する機関を設けていきたいと考えています。

そこで、三重県総合博物館条例第14条に規定する「三重県総合博物館協議会」において、経営面の課題等についても取り扱うこととします。

なお、委員の選任にあたっては、同条例第15条第2項第4号の規定に基づき、企業経営経験者など経営面からの意見をいただける委員を選任することとします。

(三重県総合博物館条例 (抄))

(博物館協議会)

第14条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、博物館に三重県総合博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第15条 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- 一 学校教育及び社会教育の関係者
- 二 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- 三 学識経験のある者
- 四 前三号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(以下略)

(博物館法 (抄))

(博物館協議会)

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 開館記念式典及びグランドオープン（案）

（1）開館記念式典

日時：平成26年4月18日（金）午後

内容：主催者挨拶、来賓挨拶等

館の概要に関するプレゼンテーション

アトラクション

開館セレモニー及び内覧会

（2）オープニング

日時：平成26年4月19日（土）9：00オープン（当日は19：00まで開館）

※隣接する総合文化センターにおいて、「県民の日」記念事業を実施予定

